

財団法人函館市住宅都市施設公社緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、一般財団法人函館市住宅都市施設公社（以下「公社」という。）が実施する緑化推進事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、函館市緑の基本計画に基づき公社が行う下記の緑化推進事業で、市が認めるものとする。

- (1) 緑化意識の高揚に繋がる緑化啓発事業
- (2) 市民との協働による緑のまちづくりに繋がる事業
- (3) 本市特有の緑の魅力向上に繋がる調査研究事業
- (4) その他、市長が必要と認めた緑化推進事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に要する経費で、市が認めるものとする。

- 2 前項補助対象経費に他の団体等から本補助金以外の交付金等（以下「特定財源」という。）が充当される場合、当該補助対象経費から当該特定財源を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 前項によって算定された額に千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。